

岩手県議会事務局公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年8月29日

岩手県議会議長 渡辺 幸 貫

岩手県議会事務局公文書管理規程の一部を改正する訓令

岩手県議会事務局公文書管理規程（平成11年岩手県議会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 公文書 事務局の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、事務局の職員が組織的に用いるものとして、事務局が保有しているものをいう。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第100条第17項</u>の規定により議会に附置した議会図書室において、調査研究用の資料として特別の管理がされているものを除く。</p> <p>(3)・(4) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 公文書 事務局の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、事務局の職員が組織的に用いるものとして、事務局が保有しているものをいう。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第100条第18項</u>の規定により議会に附置した議会図書室において、調査研究用の資料として特別の管理がされているものを除く。</p> <p>(3)・(4) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、平成20年9月1日から施行する。